

第 5 次 糸魚川市犯罪のない 安全・安心なまちづくり推進計画

(令和 7 年度～令和 10 年度)

基本目標

「市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」



糸 魚 川 市

目 次

第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の趣旨及び改定	
2	計画の位置付け	
3	計画の対象範囲	
4	市民意見の反映等	
5	計画の期間	
第2章	犯罪等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	糸魚川市の犯罪の現状	
2	消費生活相談の状況	
3	県民の意識調査の結果	
第3章	犯罪発生の一般的な背景と要因・・・・・・・・	10
1	個人の危機意識・防犯意識の不足	
2	社会全体の規範意識の低下	
3	地域社会の一体感・連帯感の希薄化	
4	子どもを健全に育成する機能の低下	
5	高齢化社会の進行と見守り機能の低下	
6	犯罪を誘発しやすい生活環境	
7	インターネットの社会基盤としての定着化	
8	犯罪の広域化・グローバル化	
第4章	糸魚川市の防犯対策の現状と課題・・・・・・・・	12
1	防犯対策の現状	
2	防犯対策の課題	

第5章	計画の基本目標等と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1	計画の基本目標	
2	計画の数値目標の設定	
3	基本方針	
第6章	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1	意識づくり	
2	地域づくり	
3	環境づくり	
4	主要事業一覧	
第7章	計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・	31
1	推進体制の整備	
2	庁内推進体制の整備	
3	計画の見直し	
参考資料		
・糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例	・・・・・・・・	32
・糸魚川市暴力団排除条例	・・・・・・・・	33
・糸魚川市犯罪被害者等支援条例	・・・・・・・・	35
・新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	・・・・・・・・	37
・糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画		
	策定委員会委員名簿・・・・・・・・	40

1 計画策定の趣旨及び改定

人々の価値観や生活様式の多様化に伴い、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が進み、犯罪が起きやすい環境が形成されつつあるため、市民に身近な日常生活に係る犯罪被害が多発しています。また、子どもや女性を対象とした不審な声かけやわいせつ事件、高齢者などを対象とした特殊詐欺（※1）事件等、社会的に弱い立場の方々が、犯罪者に狙われる被害も依然後を絶たず、市民の不安感が高まっています。

このような状況の中、私達が安全で安心して暮らすためには、犯罪が発生する背景や原因に目を向け、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を持ち、市民、自治会、事業者、防犯団体、警察、行政などがそれぞれの責任を果たしながら連携し、安全・安心な地域社会の実現に向けて行動していく必要があります。

市は、「糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例（以下「条例」という。）」を平成20年4月1日に施行し、この条例に基づく「犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画」を策定し、安全・安心なまちづくりに関する各種取組を推進してきました。また、令和4年4月には、糸魚川市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を社会全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を整備してきました。

このたび、第4次計画期間（令和3年度～令和6年度）が終了することを受け、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を考え合わせて、推進計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第4条に規定する推進計画であり、施策の方向性について、次の内容について定めるものです。

※1 特殊詐欺：面識のない不特定の者に対し、電話その他通信手段を用いて、預金口座への振り込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺）と、振り込み詐欺以外の特殊詐欺（金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目、その他）の2つを総称したもの。

- 総合的に講ずべき「安全・安心なまちづくり」の推進に関する施策の大綱
 - 「安全・安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標指標
 - 「安全・安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項
- なお、「第3次糸魚川市総合計画（第5章第2節第1項防犯・交通安全対策の充実）」をはじめとする、市が策定した他の計画や、「第6次新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」との整合性を図った上で策定します。

3 計画の対象範囲

安全・安心なまちづくりについては、条例で「自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る」と規定しています。

犯罪の形態は様々ですが、この計画では、主として日常の行動範囲内で発生する市民生活に関係する犯罪への対策、取組のほか、犯罪被害者等への支援を対象とします。

4 市民意見の反映等

この計画は、市内の関係機関・団体の代表者からなる策定委員会の意見を伺い、また、パブリックコメント等による意見も参考にして策定しました。

5 計画の期間

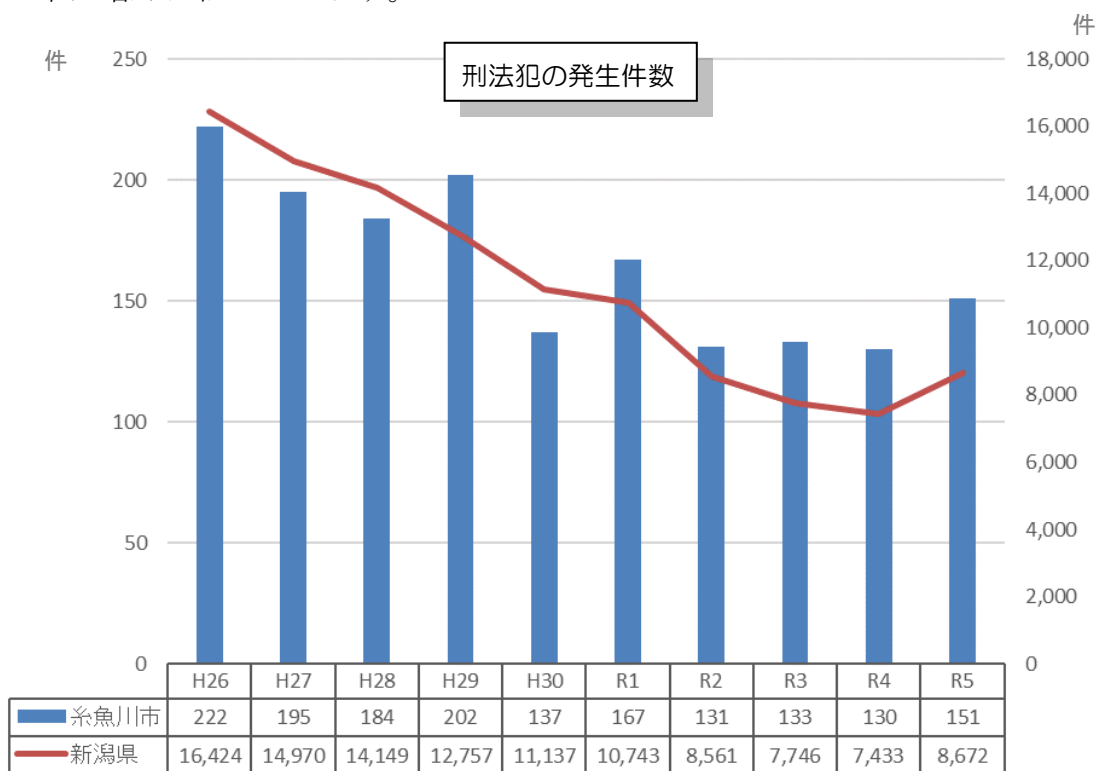
この計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間としますが、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 犯罪等の現状

1 糸魚川市の犯罪の現状

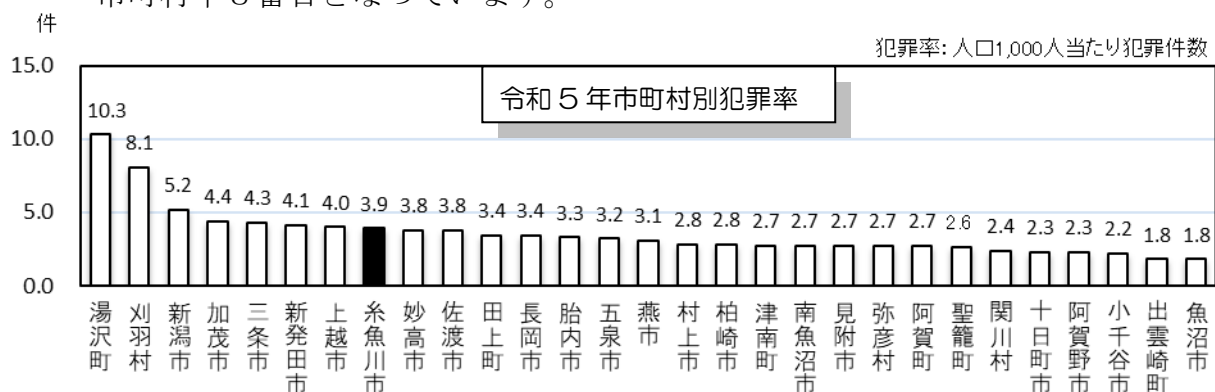
(1) 刑法犯（※2）の発生状況

刑法犯の発生件数は、平成26年以降、概ね減少傾向にあったものの、令和5年は増加に転じています。



資料:「犯罪傾向と少年補導概況」

令和5年の犯罪率(人口1,000人あたり犯罪発生件数)は、3.9件で、県内30市町村中8番目となっています。



資料:新潟県警察本部「市町村別犯罪発生状況」

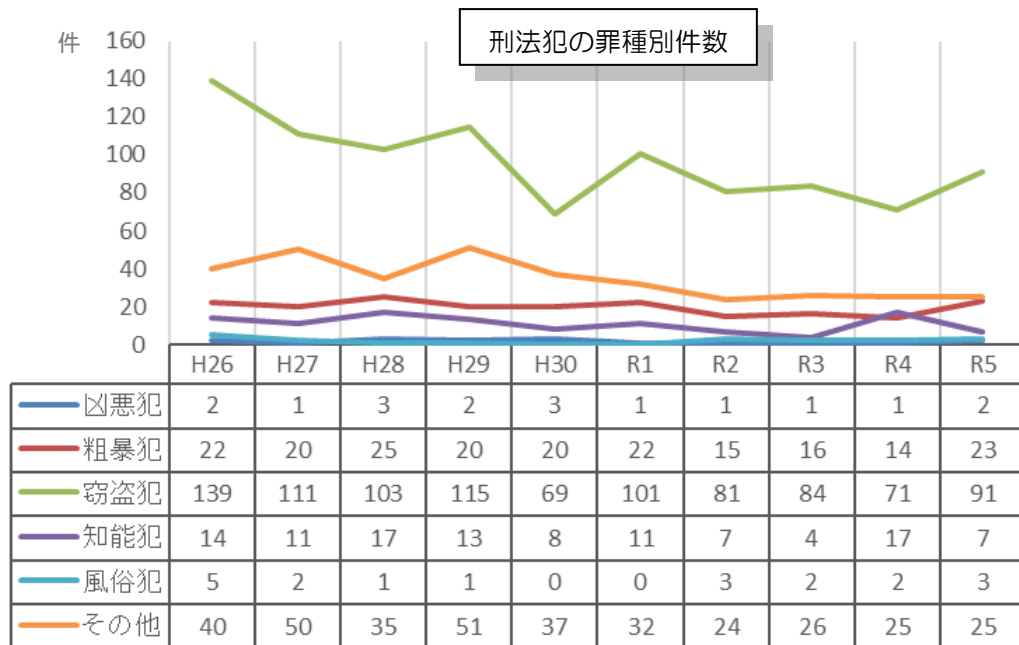
(注)人口は、同年10月1日現在の推計人口

※2 刑法犯：刑法に定められた犯罪。(凶悪犯：殺人・放火・強盗・不同意性交、粗暴犯：傷害・暴行・恐喝・脅迫等、窃盗犯：万引き・乗り物盗・空き巣や忍び込み等の侵入盗、知能犯：詐欺・横領・背任等、風俗犯：賭博・不同意わいせつ等)

この資料の統計では交通事故による自動車運転過失傷害・同致死の数はありません。

(2) 刑法犯の罪種別状況（糸魚川警察署管内）

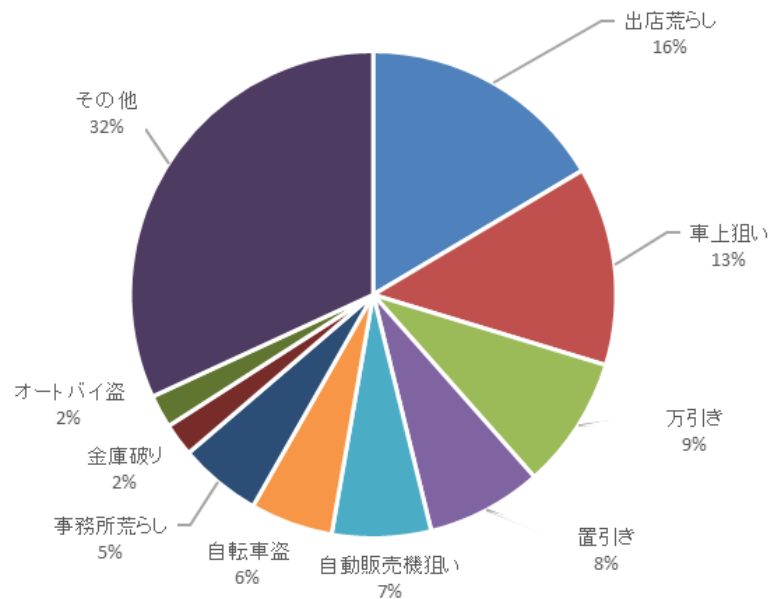
万引きや空き巣、自転車盗、車上ねらいなどの窃盗犯が最も多く、令和5年では粗暴犯と窃盗犯が前年より大きく増加しています。



資料:「犯罪傾向と少年補導概況」

(3) 窃盗犯の内訳（糸魚川警察署管内）

令和5年の窃盗犯の内訳をみると、出店荒らしが最も多く、続いて車上狙い、万引きとなっています。

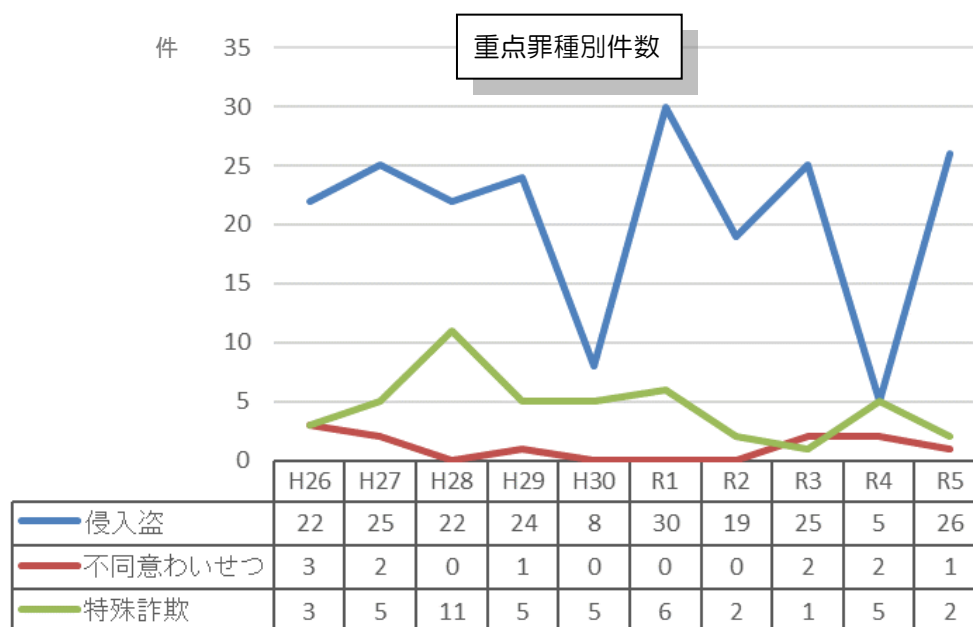


「その他」には、マンホール、銅線、金属類の窃盗などが含まれる

資料:新潟県警察本部「新潟県の犯罪」

(4) 重点罪種別状況（糸魚川警察署管内）

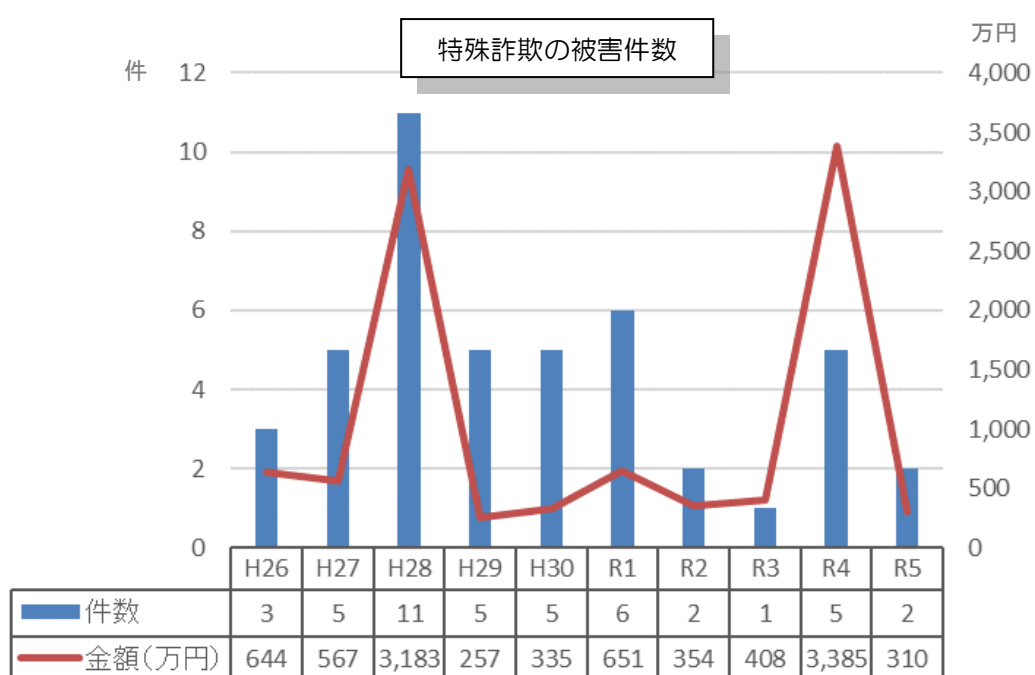
新潟県警察では、犯罪抑止の重点罪種として、「侵入盗」、「不同意わいせつ」、「特殊詐欺」を指定し、犯罪発生防止対策の取組を強化しています。
令和5年には「侵入盗」が多く発生しています。



資料:「犯罪傾向と少年補導概況」

(5) 特殊詐欺の被害状況（糸魚川警察署管内）

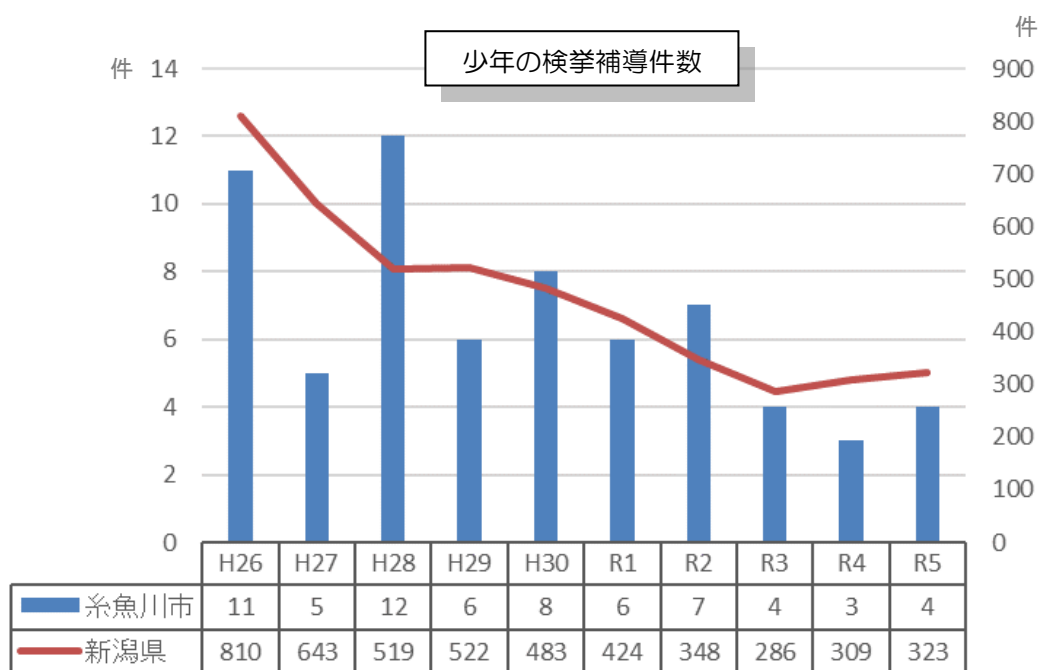
令和5年の発生件数は2件（前年比3件減）、被害総額は310万円（前年比3,075万円減）と前年より減少しています。



資料:「犯罪傾向と少年補導概況」

(6) 少年の検挙補導状況（糸魚川警察署管内）

令和5年の検挙補導件数は4件となっています。4件とも市内居住の少年で、学職別では、高校生2件、中学生1件、触法少年（※3）1件でした。



資料:「犯罪傾向と少年補導概況」

(7) 不審者事案（糸魚川警察署管内）

令和5年の不審者事案は12件あり、令和3年に一旦減少したものの、再び増加傾向にあります。

不審者事案・・・警察署が認知した性犯罪などの前兆事案のうち、各種法令違反に該当しないもの。



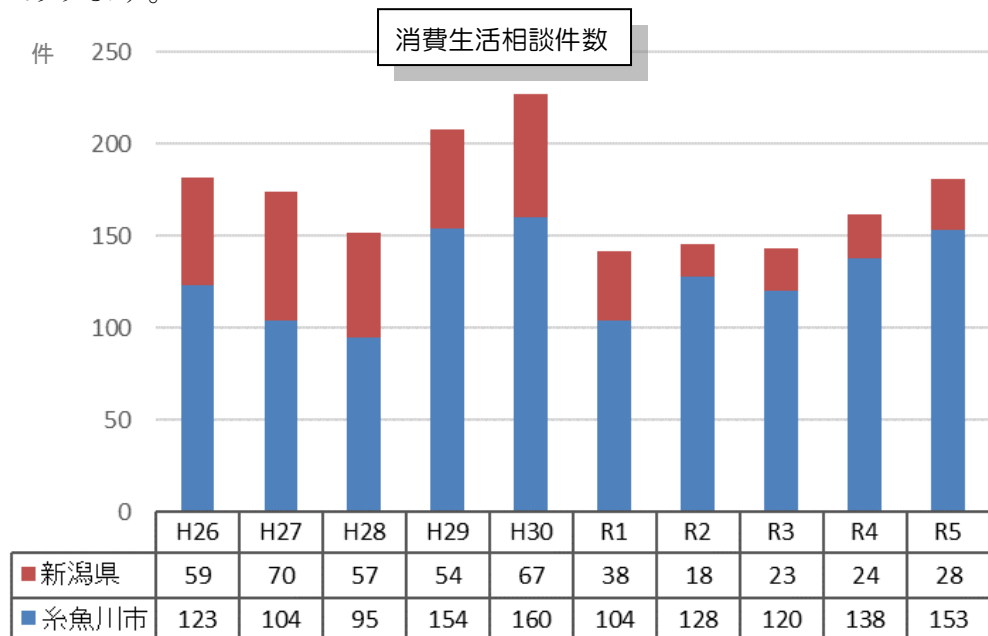
資料:糸魚川警察署

※3 触法少年：刑罰法令に触れる行為をしたが、行為時の年齢が14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことになる少年。

2 消費生活相談の状況

(1) 相談件数の状況

消費生活相談件数は、令和元年度に一旦減少したものの、それ以降は増加傾向にあります。

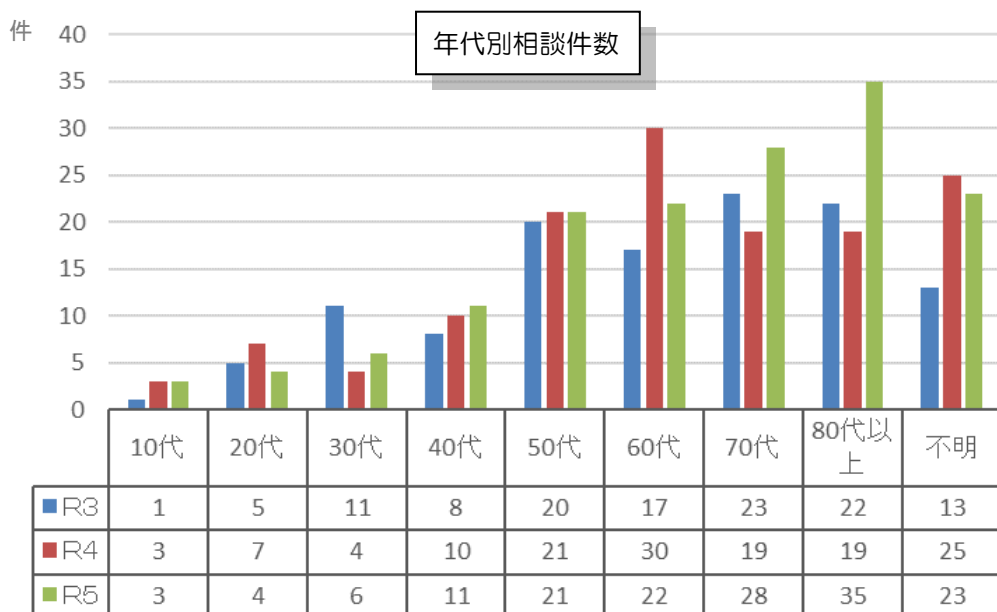


資料: センターレポート(新潟県消費生活センター)

「新潟県」は、糸魚川市民が新潟県消費生活センターに相談した件数
「糸魚川市」は、糸魚川市民が糸魚川市消費生活相談窓口相談した件数

(2) 糸魚川市消費生活相談窓口への年代別相談件数

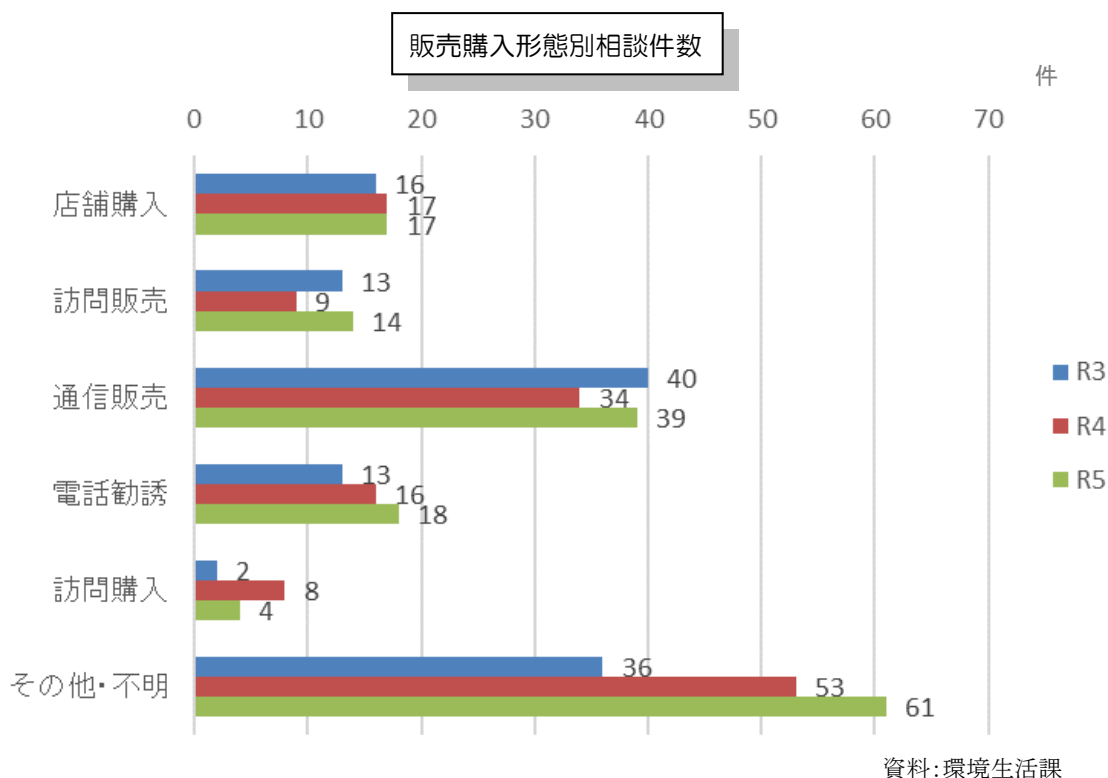
令和5年度の相談件数153件中、80代以上が最も多く35件、続いて70代が28件となっており、年代が上がるにつれ相談件数が増加しています。



資料: 環境生活課

(3) 糸魚川市消費生活相談窓口への販売購入形態別相談件数

令和5年度は、通信販売についての相談が39件、電話勧誘についての相談が18件と続きます。通信販売の中でも定期購入の解約相談が8件ありました。その他・不明の61件のうち、11件は不審なメールについての相談です。

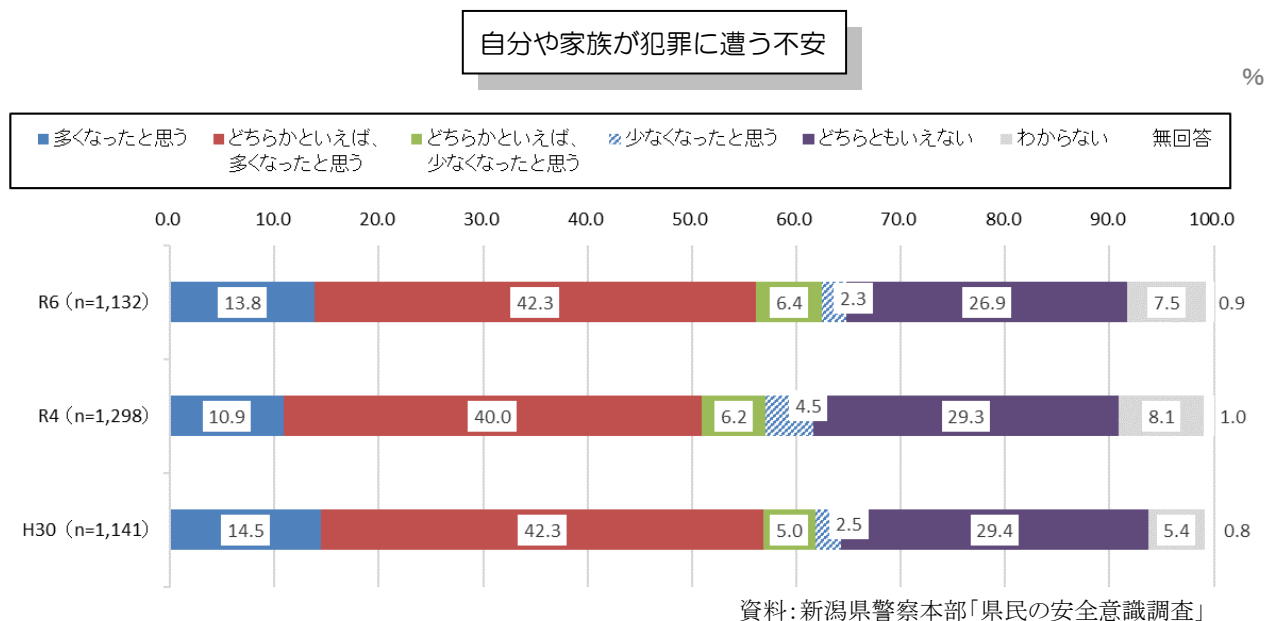


3 県民の意識調査の結果

新潟県警察本部が、令和6年度に県内の18歳以上75歳以下の男女2,000人を対象に「県民の安全意識調査」を実施しました。その結果は、次のとおりでした。

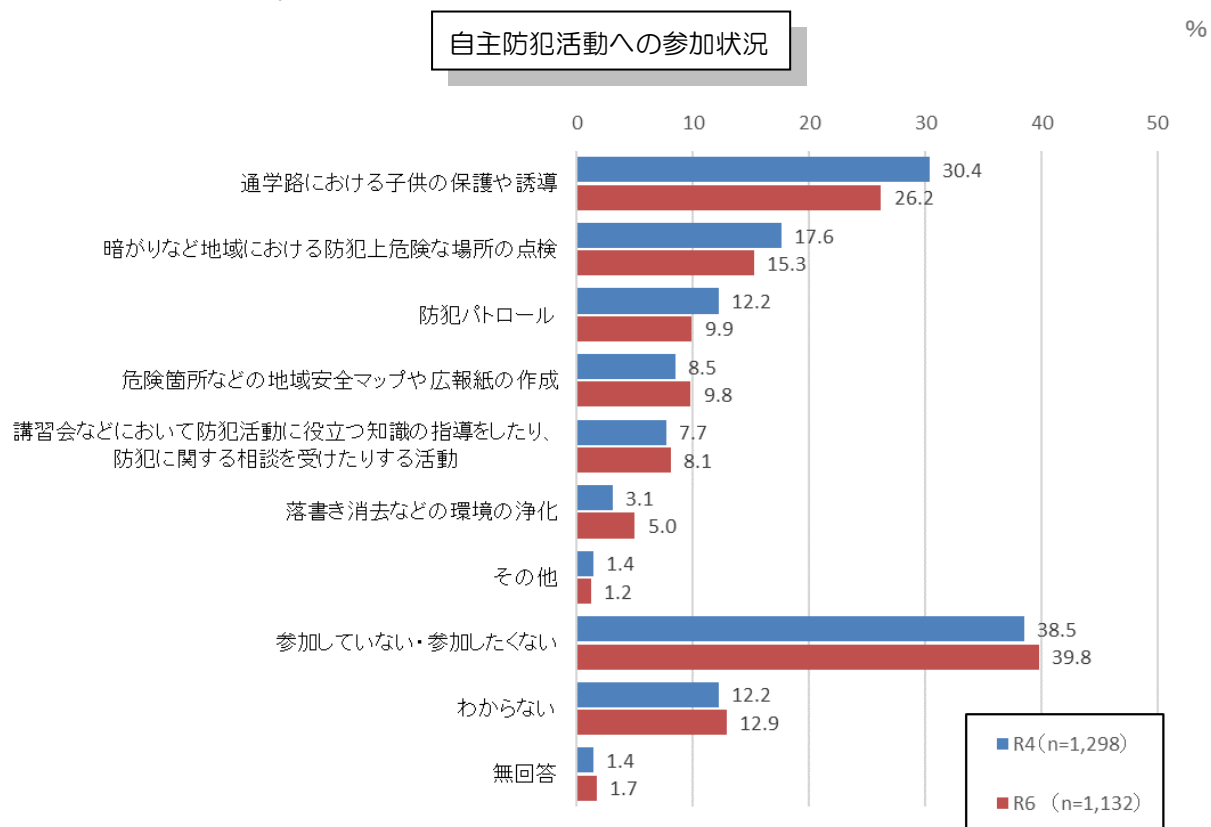
(1) 身近な犯罪に対する不安

自分や家族が犯罪に遭う不安について、「多くなったと思う。どちらかといえば多くなったと思う。」と答えた県民は56.1%であり、半数以上が不安を感じており、前回調査(令和4年)から5.2ポイント増加しています。



(2) 自主防犯活動への参加状況

自主防犯活動への参加状況については、「参加していない・参加したくない (39.8%)」が最も多く、続いて「通学路における子どもの保護や誘導 (26.2%)」、「暗がりなど地域における防犯上危険な場所の点検 (15.3%)」の順となっています。



第3章 犯罪発生の一般的な背景と要因

犯罪が発生又は増加する背景としては、様々な要因が指摘されていますが、一般的な背景や要因として主に以下のことが考えられます。

1 個人の危機意識・防犯意識の不足

住宅の戸締りや身の回りの安全確保など、「このくらいは大丈夫」、「自分だけは大丈夫」などといった考えや一人ひとりの危機意識や防犯意識の不足が、犯罪が起こりやすい環境を生み出していると考えられます。

2 社会全体の規範意識の低下

急激な社会環境の変化等に伴うストレス社会を背景として、人とのコミュニケーション不足から自己中心的な考え方が多くなり、他人を思いやる気持ちや規範意識が薄れ、罪を犯すことへの抵抗感が弱くなっていると考えられます。

3 地域社会の一体感・連帯感の希薄化

少子化による人口減少から高齢化・過疎化が進み、生活習慣や生活様式の多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、周囲に対して無関心な傾向が強まっています。地域社会の一体感や連帯意識の希薄化が、犯罪抑止機能を低下させ、犯罪が起きやすい環境を生み出していると考えられます。

4 子どもを健全に育成する機能の低下

核家族化、共働き世帯の増加により、家庭において親と子の触れ合う時間が減少していること、また地域において、子どもと大人が交流する機会が減少しているため、大人も他人の子どもに無関心になっており、本来地域社会に備わっていた子どもを健全に育成する機能が低下してきています。

5 高齢化社会の進行と見守り機能の低下

高齢化の進行と、単身又は高齢者のみ世帯の増加により、家族や地域による見守り機能が弱まっています。また、高齢者自身の情報不足や交流機会の減少により、高齢者が特殊詐欺や悪質商法などの被害に遭う事案が増えています。

6 犯罪を誘発しやすい生活環境

道路や公園などの公共施設だけでなく、個人の住宅や空き地、空き家の管理などについて、防犯面に配慮した施設整備や改善等の対策が必ずしも十分とはいえない状況にあると考えられます。

7 インターネットの社会基盤としての定着化

インターネットが市民の生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、日常生活の一部となったことにより、インターネット上で犯罪に巻き込まれるリスクが拡大していることが考えられます。

8 犯罪の広域化・グローバル化

高速交通網の発達、経済や金融のグローバル化や情報通信技術の発達により、市民の生活利便性が向上する一方で、犯罪においても広域化、グローバル化が進み、国際的な犯罪の被害にも遭いやすくなっていると考えられます。

1 防犯対策の現状

(1) 防犯に対する意識啓発

市広報やホームページなどを活用した情報提供をはじめ、消費生活相談員や消費者協会会員による啓発活動、警察と連携した戸別訪問などにより、市民の自主防犯に対する意識啓発を図っています。

(2) 「こども110番の家」の設置

新潟県警が市町村、教育委員会、学校、PTA、自治会等と連携し、地域の協力により、児童生徒等が声かけやつきまといなどの身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難所として「こども110番の家」を設置しています。

令和5年3月末現在、市内では179箇所が設置されています（県内では約15,000箇所）。

(3) 通学路の防犯パトロール

登下校時の児童生徒の安全を確保し、子どもたちを事故や事件から守るため、市の全域で地域住民が主体となり通学路の防犯パトロールに取り組んでいます。

令和6年3月末現在、83人がパトロール員として登録し、子どもたちの安全を守る活動をしています。

(4) 防犯パトロール（ながらパトロール）の取組

「防犯パトロール実施中」と記載したマグネット式蛍光反射材を地域防犯組合協議会員の自家用車や市の公用車に貼付し、日常における運転の際にも防犯の視点をもって見守りを行う「ながら見守り」を推進しています。

また、市内の一部事業所等においても同様の防犯パトロールが実施されています。



(5) 青色回転灯装備車による防犯パトロールの実施

防犯活動の実施を表す「青色回転灯」を市の公用車に取り付けて、児童の下校時間に合わせた防犯パトロールを行っています。

また、地域防犯団体等による防犯パトロールも行われています。



(6) 安心メール及び防災行政無線を活用した注意喚起

メール登録者に不審者情報や火災発生などの情報を配信する「安心メール@糸魚川」(※4)を、平成19年10月1日から運用しています。令和6年12月末現在、14,222人が登録しています。

また、防災行政無線を活用し、特殊詐欺等への注意喚起を行っています。

(7) 街路灯の設置

令和6年12月末現在、市内では、7,598灯の街路灯が設置されており、各地区で設置を希望する場合には、市から設置費用の助成を受け、地区が事業主体となって設置しています。

(8) 糸魚川市防犯組合連合会によるネットワークづくり

糸魚川市防犯組合連合会は、各地域の防犯組合協議会のほか、小・中学校や職場の警察連絡協議会、老人クラブ連合会などの団体で構成されており、地域社会や事業者、防犯ボランティア等の関係機関と相互に連携し、それぞれの特性を活かしながら自主的な活動を推進しています。

(9) 学校、保育園、幼稚園における安全対策

ア 施設や設備などの点検、整備

学校、保育園、幼稚園での安全管理を徹底するため、門扉、街灯、校（園）舎の出入り口など施設の点検や、さすまた、防犯スプレーなどの防犯用具を各校（園）に配置しています。

また、小中学校、保育園、幼稚園の園児・児童生徒玄関に防犯カメラを設置し、不審者侵入等への対策を行っています。

※4 安心メール@糸魚川：糸魚川市では、携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して災害や防犯などの情報を配信するメールサービスを行っています。

イ 緊急時に備えた安全体制づくり

不審者侵入等の緊急時に備えるため、通報や連絡方法、避難経路、組織体制などを記載した「危機管理マニュアル」を作成し、マニュアルに基づいた訓練を年1回実施しています。



ウ 登下校時の防犯対策

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「県条例」という。）による「学校等における子どもの安全確保のための指針」に基づき、学校の登下校時において防犯パトロール員による見守り活動など子どもの安全を確保しています。

《令和5年度の学校における実施状況》

- 集団登下校の実施
- 職員による通学路等校区内の安全点検
- 安全教室・不審者対応避難訓練
- 防犯ブザーの配付
- 一人下校区間の把握と安全点検
- 通学路等の防犯パトロール員の配置
- 出入り口や窓の施錠の徹底

《令和5年度の幼稚園・保育園における実施状況》

- 来訪者への挨拶、声掛けの励行
- 不審者対応訓練の実施
- 出入り口や窓の施錠の徹底

2 防犯対策の課題

(1) 「自らの安全は自ら守る」という意識の醸成

急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になっています。

一方、訪問販売やインターネット販売による犯罪が増加しており、警察だけでは犯罪を未然に防ぐことが困難になってきています。



このため、日ごろから一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち、犯罪に遭った場合の対処方法などを身に付ける必要があります。

(2) 地域でお互いを支えあう意識の醸成

少子高齢化の進行による担い手不足により、自治会機能の低下や地域行事の縮小などが見られます。住民同士の人間関係が希薄となっている中で、お互いを支えあい犯罪抑止機能を高めるためには、日ごろからのコミュニケーションが重要であり、誰もが「地域の安全は地域で守る」という意識を高める取組が必要です。

高齢者、子ども、女性など社会的弱者を狙った犯罪が発生しており、家族や地域が一体となった見守り活動や、地域ぐるみの支え合いが求められています。

(3) 社会全体の規範意識の向上

人の迷惑などを考えない、社会の基本的なルールを守らないなど、公共心の欠如や他人を思いやる意識の希薄化により、法律を遵守するという規範意識が低下し、覚せい剤・危険ドラッグ(※5)などの薬物乱用、賭博、暴力行為などの罪を犯すことへの心理的抵抗感が弱まっています。



大人が正しい行動を示すとともに、家庭や学校教育において、社会規範や法律を遵守する意識や人の立場にたって物事を考える気持ちを養うことが必要です。

※5 危険ドラッグ：法律・条例などに基づく取締りの対象外である、麻薬と同様の効果を持つ薬物のこと。

(4) 情報化社会等への対応

スマートフォンの普及に伴い、インターネットを利用したサイバー犯罪詐欺（架空料金請求、ワンクリック詐欺（※6）、フィッシング詐欺（※7）など）が増加しており、利用者の年齢層の拡大から、詐欺被害のさらなる増大が危惧されています。

また、暮らしの利便性を高める反面、フェイクニュースや偽情報の流布、匿名性を悪用したいじめ、著作権やプライバシーの侵害のほか、情報の漏洩から思ってもみない犯罪に巻き込まれる可能性もあります。大切なのは、使用する側が正しい知識と技術を持つことであり、情報リテラシー（※8）を身につけておくことが重要です。



(5) 広域的に連携した防犯活動の促進

社会環境の変化に伴って、犯罪のスピード化、広域化が進んでおり、特定の地域で対策を講じても、犯罪防止効果が見込めないことがあります。このため、近隣の関係機関とも連携し犯罪防止対策に取り組む必要があります。

(6) 地域活動団体と連携した防犯活動の促進

市内では、各地域の防犯組合やPTA、通学路等の防犯パトロール員、民間事業所などが積極的に防犯活動に取り組んでいます。これらの団体と情報を共有するなどの連携を図り、地域と一体となって犯罪を防止する活動に取り組む必要があります。

(7) 学校、保育園、幼稚園における防犯対策

ア 安全確保方法などの改善

安全体制を確立するため、より効果的な防犯対策がとれるよう改善、見直しを図っていく必要があります。

- ・不審者の侵入を防止する設備の充実
- ・危機管理マニュアルの定期的な見直し

※6 ワンクリック詐欺：ウェブサイトやメール上に載っているリンクボタン、URL をクリックすると、なんらかの料金を請求される架空請求詐欺のひとつ。

※7 フィッシング詐欺：実在する企業やサービスをかたる本物そっくりの不正サイトにユーザーを誘い込み、そこで入力させた情報を盗み出す詐欺。

※8 情報リテラシー：情報を正しく読み取り、その信頼性を判断して適切に活用できる能力。

- ・危機管理マニュアルに沿った避難訓練の実施
- ・校外活動時や休日の部活動等における安全確保対策

イ 安全教育などの推進

保護者や関係機関と連携して、引き続き、次のような安全教育を進める必要があります。

- ・危険を予測して回避する能力や、不審者に出遭った際の具体的な対処方法を習得するための実践的な指導
- ・不審者に出遭った場合の警察への通報及び家族、学校等への速やかな連絡方法の指導
- ・複数名による登下校の指導

(8) 多文化共生社会の推進

平成31年4月に改正出入国管理法が施行されたことにより、外国人材の受け入れが拡大し、市内でも外国人の雇用が増加しています。人出不足が解消されるといった期待がある一方で、言葉や文化の違いから、日常生活におけるトラブルの発生を不安に思う人もいます。

生活ルールの周知・啓発や外国人向けの相談窓口の整備など、支援体制の充実が求められます。

(9) 特殊詐欺・悪質商法の増加

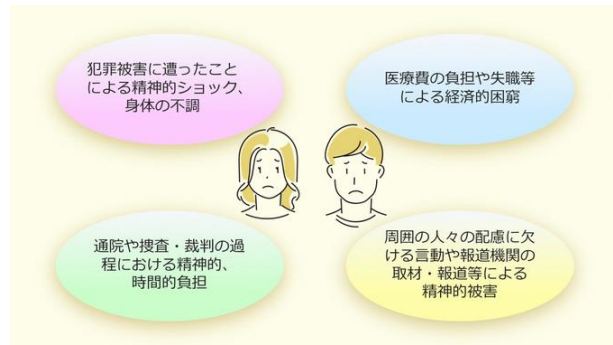
電話その他の通信手段を用いて対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ現金を振り込ませる特殊詐欺や、突然に家を訪問し、高額な商品やサービスなどを契約させて金銭をだまし取る悪質商法が増加しています。

高齢者は情報に触れる機会が少なく、孤立しやすいため、詐欺や悪質商法のターゲットにされる可能性が高く、被害を防ぐために犯罪の手口とその対策を知っておくことが大切であるとともに、高齢者を孤立させないことが何より重要です。



(10) 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等は、当該犯罪等による直接的な被害にとどまらず、精神的ショックや心身の不調のほか、経済的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話によるストレスや不快感などの二次的被害、さらには再び加害



者に危害を加えられるのではないかと不安など、様々な問題に苦しみます。

犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減を図り、必要な支援を途切れることなく受けられるようにしていくことが必要です。

(11) 防犯性向上のための環境づくり

道路や公園などの公共施設の整備に当たっては、施設の配置や構造、照明設備等を工夫することによって死角を解消するなど、防犯に配慮した施設整備や改善策を講じる必要があります。

個人の住宅や民間事業所などにおいても、防犯意識に配慮するよう意識啓発に努めることが重要となっています。

また、空き地や空き家などは、景観上好ましくないだけでなく、防犯面でも安全が懸念され、特に子どもにとっては危険な箇所となることも予想されることから、管理が不十分な箇所の実態把握に努め、必要に応じて所有者等に適正な管理を要請するなどの対策が必要です。

第5章 計画の基本目標等と基本方針

1 計画の基本目標

安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現は、その地域に暮らす人々はもちろん、観光や通勤・通学などで本市を訪れる人々にとっても共通の願いです。そのような地域社会を実現するためには、行政はもとより市民、自治会、防犯団体、事業者等が警察や関係団体と協力・連携していくことが必要です。

市民をはじめ、本市を訪れる人々が安全で安心して過ごすことができる地域社会の実現をめざし、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

基本目標

「市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」

2 計画の数値目標の設定

計画の目標を達成するために、計画期間における数値目標を次のように設定します。

【実績値】

令和6年12月末	
刑法犯 認知件数	135件
特殊詐欺 発生件数	1件

10%減少

皆減

【数値目標】

令和10年12月末	
刑法犯 認知件数	121件
特殊詐欺 発生件数	0件

※刑法犯認知件数は当該年を含む過去3か年の平均

第4次推進計画策定時における数値目標は、刑法犯認知件数を令和6年12月末までに116件以下としていたのに対し、令和4年から令和6年の3か年平均は135件であり、目標は達成できませんでした。

本計画における計画期間終了年時の数値目標は、直近実績（令和４～６年の３か年平均）から１０％減少させることを目標とし、地域防犯力を高める取組をより一層進めます。

また、令和６年の特殊詐欺は１件発生しており、計画期間終了年時において０件にすることを目標とします。

３ 基本方針

基本目標の実現に向け、３つの基本方針のもと、それぞれの具体的な施策に取り組むことにより安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

基 本 目 標

「市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」

１ 意識づくり

- （１）啓発活動
- （２）情報発信
- （３）消費者の被害防止

２ 地域づくり

- （１）地域活動団体への支援
- （２）市民の防犯活動の活性化と人材育成
- （３）地域等による防犯活動の推進
- （４）学校・通学路等における子どもの安全確保
- （５）子どもと女性の安全対策
- （６）高齢者と障がいのある人等の安全対策
- （７）市民、関係機関・団体、市の連携による防犯活動等の推進

３ 環境づくり

- （１）公共施設などの防犯対策
- （２）事業者等との連携
- （３）土地・建物の適正な管理

第6章 施策の展開

1 意識づくり

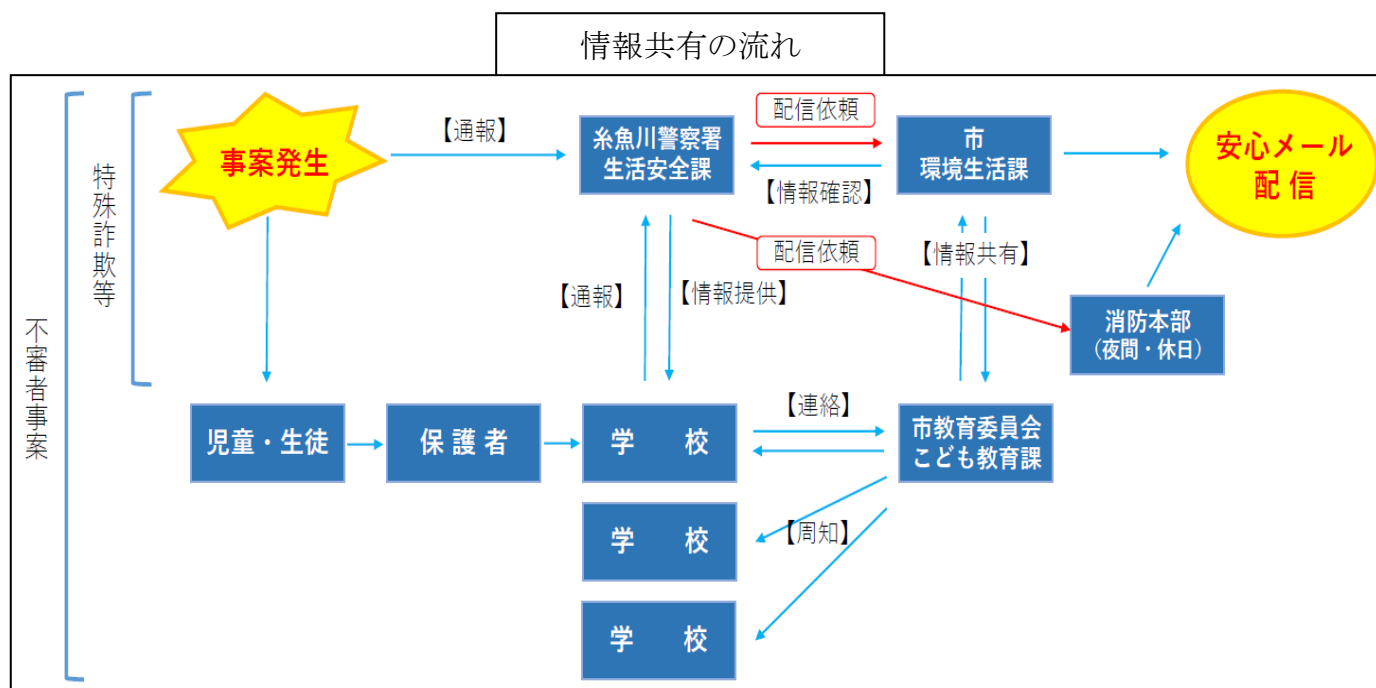
防犯に対する市民への情報提供や意識啓発を継続的に行い、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識や規範意識の高揚を図ります。

(1) 啓発活動

- ア 市広報やホームページ、防災行政無線などを活用し、防犯活動に関する情報提供を行います。
- イ 各地区で行われる地域活動や会合の機会を捉え、防犯に関する身近な情報提供を行います。
- ウ 公的年金支給日などに警察と連携した広報啓発活動を行い、高齢者被害防止対策を強化します。

(2) 情報発信

- ア 犯罪の発生状況や防犯に関する知識を市広報やホームページ、防災行政無線などを活用して情報提供を行います。
- イ 「安心メール@糸魚川」の活用により、不審者情報や特殊詐欺への注意喚起、防犯対策など、防犯に関する情報提供を行います。



(3) 消費者の被害防止

ア 新潟県消費生活センターと連携し、被害を未然に防止するための情報提供を積極的に行うとともに、専門相談員を配置した消費生活相談窓口の機能充実を図ります。

イ インターネットを使った特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害を防ぐため、被害の事例や防犯対策などの情報提供、啓発活動を行い、情報リテラシーを高めます。



特殊詐欺注意喚起の防犯キャラバン

2 地域づくり

地域ぐるみの防犯活動により犯罪の防止を図るため、市民、警察その他関係機関・団体、行政が一体となった地域防犯力を高めるための推進体制づくりを進めます。また、市民がそれぞれの自主的な活動を活性化し、連携を深めるための取組を促進します。

(1) 地域活動団体への支援

ア 地域の防犯活動を活性化するため、イベントや市広報などを通じて、自主的、積極的に防犯活動を行っている団体等を紹介します。

イ 自主防犯パトロールの普及促進及び防犯活動に必要な物品等の提供などの支援を行います。

(2) 市民の防犯活動の活性化と人材育成

地域の自主的な防犯活動の活性化と活動の継続を図るため、各地区防犯組合の代表者や自主防犯活動に熱意のある人材等を地域防犯活動の中心となる「防犯リーダー」として育成に努めます。

(3) 地域等による防犯活動の推進

ア 地域における効果的な防犯活動の方法や、子ども、高齢者が犯罪被害に遭わないための防犯対策講習会などを警察等の関係機関と連携して開催します。

イ 自治会、地域防犯組合協議会等の地域団体の防犯活動を支援します。

ウ 地域における防犯活動団体などに対して、「地域内安全点検」の実施を働きかけ、問題のある箇所については、地域と関係機関等が連携して解消を図ります。

エ 日常的な挨拶やコミュニケーションを心掛け、地域コミュニティの活性化とともに、情報を共有する意識を高めます。

オ 青色回転灯を装備したパトロール車の普及を促進し、防犯パトロールを実施します。

(4) 学校・通学路等における子どもの安全確保

ア 学校周辺や通学路等において、学校及びPTA、地域、行政機関等が連携して、犯罪の温床となる恐れのある危険箇所や公共施設等における死角などについて、安全点検の実施に努めます。



イ 校外活動時や休憩時間など、種々の

ケースを想定した危機管理マニュアルの策定と実践的な訓練を通じて、緊急時の子どもたちの安全確保体制を確立します。

ウ 学校等で子どもたちが犯罪に遭わないよう、管理者等による定期的な施設の安全点検・整備により防犯性の向上を図ります。

エ 薬物乱用防止の推進のため、学校等での計画的かつ継続的な薬物の誘惑に対する対処法や正しい知識の普及など、防犯教育に取り組みます。

オ 不審者等の侵入を想定した実践的な訓練などにより、緊急時の避難方法など、状況に応じて自ら安全な行動がとれるような防犯対策の実施に努めます。

カ 「こども110番の家」等の緊急避難所が、通学路や地域の実情に応じて適切に設置（拡充）されるよう努めるとともに、日常生活から防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の推進など、地域における子どもたちの見守り活動を促進します。

キ 不審者等事案発生時には、市や学校、警察等の関係機関で迅速な情報共有を行い、市民への注意喚起など、状況に応じた対応を図ります。

(5) 子どもと女性の安全対策

ア 子どもへの虐待やDV等の女性の犯罪被害を未然に防止するため、女性のための相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害に関する意識啓発を行うなどの取組を促進します。



イ 子どもや女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の被害を未然に防止するための意識啓発を行うとともに、「安心メール@糸魚川」や防災行政無線などの広報媒体を活用して情報提供を行います。

ウ 子どもを性暴力の当事者にしないために、関係機関と連携して取組を推進するとともに、学校等における教育及び啓発の充実を図ります。

(6) 高齢者と障がいのある人等の安全対策

ア 高齢者や障がいのある人が特殊詐欺や悪質な訪問販売などの被害に遭わないよう、これらの犯罪に対する知識や対処方法を身に付けるため、消費生活相談窓口の機能の充実を図ります。

イ 高齢者等見守り支援ネットワーク（※9）など、民間事業者と共同で犯罪被害から高齢者を守ります。また、社会福祉協議会や老人クラブ、民生委員児童委員との連携による訪問活動の充実など、地域での見守り活動を促進します。

※9 郵便や新聞の配達時やコンビニエンスストアへの来店時など、事業活動の中で高齢者を見守る民間事業者を中心としたネットワーク。令和6年4月1日現在、39事業所が加盟。

ウ 高齢者や障がいのある人等への虐待を未然に防止するため、相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害に関する意識啓発などの取組を促進します。

(7) 市民、関係機関・団体、市の連携による防犯活動等の推進

ア 地域ぐるみで防犯活動に取り組むために、行政が基本的な方向性を示すとともに、市民、事業者、警察その他関係機関・団体が一体となって地域の防犯力を高めるための推進体制の仕組づくりを進めます。

イ 警察、新潟県暴力追放運動推進センター等との連携協力や「糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）」に基づき、新潟県警察本部と連携して各種契約、指定管理、生活保護、その他市の事業等から暴力団等を排除します。

ウ 市広報やホームページ、電子メールなどを活用し、地域内で防犯活動を行う団体、事業者、市、警察などが所有する防犯に関する情報等をお互いに共有できる仕組づくりを行います。

エ 犯罪被害者等が少しでも早く立ち直ることができるように、警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、国や県、関係機関と連携しながら、生活支援のための各種制度・サービス等の情報を提供します。また、「糸魚川市犯罪被害者等支援条例（令和4年糸魚川市条例第10号）」及び「糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、被害の回復・軽減を図り、安心して暮らすことができるために必要な支援を行います。



3 環境づくり

市民はもちろん、仕事や観光などで当市を訪れる全ての人が、「犯罪にあわない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる、過ごせる環境づくりを推進します。

(1) 公共施設などの防犯対策

ア 道路、公園、駐車場等の市民生活に密接な関わりがある場所などにおいて、防犯面に配慮した施設整備や施設改修のための安全点検を行い、防犯性の向上を図ります。

イ 道路、公園、駐車場等について、県条例に基づく「道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等をもとに暗がりや死角の解消など、施設整備及び施設改修に努めます。



ウ 道路、公園をはじめ、集会施設などの公共施設や、地域内の死角となる箇所について、地域と連携した巡回・点検等を行うように努めます。

(2) 事業者等との連携

ア 事業者も地域の一員として防犯の取組に参加することを促進し、糸魚川市防犯組合連合会や各地域（防火）防犯組合協議会などを通じた連携強化や、地域の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。

イ 事業者の施設や事業活動における防犯性を確保するため、防犯に配慮した店舗・事務所の整備など、犯罪に遭わないための具体的な防犯対策が講じられるよう情報提供と意識啓発を図ります。

ウ 事業者や自治会への防犯カメラ設置費助成により、防犯カメラの普及を図り、犯罪等の未然防止とともに、市民の安心感の醸成と体感治安の向上を促進します。

エ 犯罪被害を受けるおそれが高い事業者に対し、防犯訓練の実施を呼びかけます。

オ こども110番の家や防犯パトロール（ながらパトロール）など、事業者と地域が一体となった取組となるような環境づくりを促進します。

(3) 土地・建物の適正な管理

ア 一般住宅の防犯性を向上させるため、市民等への意識啓発を行い、県条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等をもとに、犯罪被害に遭いにくい防犯性の高い住宅の普及に努めます。

イ 地域における無人施設や空き家などは犯罪者にとって隠れ場所や犯行の侵入路等として利用される可能性があります。犯罪の温床になることを防止するため、土地・建物の所有者等が自らの防犯対策として必要な措置を講ずるとともに、定期的な巡回点検や草刈の実施などによる適正な管理を実施するよう広報などを通じて周知を図ります。

ウ 新潟県は、侵入盗、乗物盗及び車上ねらいのいずれも鍵をかけずに被害に遭う割合（無施錠率）が全国平均と比較しても高いことから、「鍵かけ」定着化の取組を推進し、意識の高揚を図ります。

4 主要事業一覧

<事業主体>

市：糸魚川市
県：新潟県

消：糸魚川市消費者協会
防：糸魚川市防犯組合連合会

警：新潟県警察(糸魚川警察署)
地：地域活動団体

◇意識づくり

No	事業名	概要	事業主体
1	広報事業	広報いといがわ、市ホームページなどの広報媒体を活用した情報提供	市
2	防災行政無線放送事業	防災行政無線を利用した不審者情報等の広報活動	市
3	有線テレビ放送事業	ニュース、文字テロップ、緊急告知等による広報及び情報提供	市
4	安全・安心メール配信サービス事業	安心メール@糸魚川 携帯電話、パソコンのメール機能を利用した防犯情報等配信サービス	市
5	消費生活相談事業	買物や商品の苦情、契約に関するトラブル、振り込め詐欺など消費生活全般の相談	市
6	危機管理マニュアル整備事業	各学校・保育施設等における不審者侵入等の緊急時対応マニュアルの整備	市
7	地域安全マップ作製事業	地域安全マップ(地図)の作製による危険箇所の認識	市
8	集団登下校実施事業	集団での登下校を実施	市
9	防犯教室・防犯講習会開催事業	犯罪の被害に遭わないための講習会・研修会の開催	市・防
10	消費者被害防止啓発事業	消費者協会会員等による出前講座での被害防止啓発活動	消
11	ひかるくん・ひかりちゃん安心メール事業	新潟県警察が実施する子ども対象の事件・不審者情報等のメール配信サービス	県

◇地域づくり

No	事業名等	概要	事業主体
1	通学路等の防犯パトロール	登録制のボランティア防犯パトロール員による登下校時の子どもの見守り活動	市
2	警察・道路管理者との通学路合同安全点検事業	通学路の危険個所の安全点検・改善	市
3	防犯ブザー配付事業	市内小学生全員に防犯ブザーを配付	市
4	外国人生活相談事業	在住外国人が地域の一員として社会参画できるように支援	市
5	日本語セミナー事業	在住外国人の日本語支援のため、日本語セミナーと講師の養成講座を実施	市
6	防犯リーダー育成事業	リーダー育成に向けた講演会、研修会の開催	市・防
7	青色回転灯装備車による防犯パトロール	青色回転灯装備車により、子どもの登下校時間を中心に防犯パトロールを実施	市・地
8	地域内安全点検実施事業	暗がりや死角などの解消のため、安全点検を実施	市・地
9	「こども110番の家」設置事業	子どもの緊急避難場所として、店舗等を登録	警
10	自家用車を活用した防犯パトロール	防犯パトロール実施中と記載されたシートを自家用車に添付したボランティアパトロール	防
11	地区青少年健全育成協議会活動事業	青少年を取り巻く社会環境の実態調査及び育成活動を実施	地

◇環境づくり

No	事業名	概要	事業主体
1	道路・公園・駐車場等、公共施設整備事業	暗がりや死角の解消など防犯面に配慮した施設の整備・改善	市
2	街路灯設置補助事業	地区が街路灯の設置を希望する場合、その設置費用の一部を補助	市

3	防犯カメラ設置補助事業	防犯カメラの設置を希望する自治会、商店街団体等に対し、設置費用の一部を補助	市
4	土地・建物所有者適正管理周知	空き家、空き地など、防犯面に配慮した適正な管理を広報などで周知	市
5	危険空き家除却支援補助金	危険空き家と判定された場合、解体にかかる費用の一部を補助	市
6	事業者との連携による防犯活動	市防犯組合連合会、各地域防犯組合協議会などを通じた事業者との連携による防犯活動の実施	防

1 推進体制の整備

地域で行われる各種の防犯活動が効果的かつ継続的なものとなるよう、糸魚川市防犯組合連合会により、地域防犯組織などが活動に関して意見を交換できる場や、情報を共有できるようなネットワークを整備するとともに、警察などの関係機関とも連携を図ります。

2 庁内推進体制の整備

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していくためには、庁内において、安全・安心なまちづくりに関する施策を行う関係部署が連携・協力して取り組む必要があります。そのため、庁内推進体制の整備を図り、効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

3 計画の見直し

この計画は、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の期間に合わせ4か年の計画としていますが、計画期間の途中でも社会情勢等の変化に柔軟に対応し、犯罪の発生状況の変化、市民の意識の変化等によって必要に応じて見直しを図ることとし、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。見直しを行った場合には、市の広報やホームページなどで公表します。

參考資料

糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例

平成20年3月19日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全・安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）について基本理念を定め、市の責務並びに市民等（市民、自治会等、事業者及び土地所有者等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる糸魚川市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者又は市内で活動する者をいう。
- (2) 自治会等 市内の集落を単位とする住民自治組織及びこれに類するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地、建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識の下に、市及び市民等が、それぞれの役割について相互に理解を深めながら連携し、及び協力して推進するものとする。

2 安全・安心なまちづくりの推進は、基本的人権その他の権利を尊重して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全・安心なまちづくりの推進のため、必要な施策及び糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（以下「計画」という。）を策定し、並びに実施しなければならない。

2 市は、前項の施策及び計画の策定並びに実施に当たり、必要な体制を整備するものとする。

る。

3 市は、市民等、警察その他関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、地域社会の一員であることを自覚し、積極的に地域活動に取り組み、互いに協力しながら、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、地域における安全・安心なまちづくりの必要性及び方策について理解を深め、地域の実情に応じた安全・安心なまちづくりを推進するための自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、安全・安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業所が市内に所有し、占有し、又は管理する施設及び市内における事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(広報活動及び啓発活動)

第9条 市は、安全・安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(自主的な活動の促進)

第10条 市は、市民等が安全・安心なまちづくりの推進に関する自主的な活動を促進し、継続的かつ効果的に行われるよう情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、地域における安全・安心なまちづくりを推進するために人材の育成に努めるものとする。

(子供、高齢者等の防犯対策)

第12条 市は、子供、高齢者等の特に防犯上の配慮を要する者が、犯罪の被害を受けないようにするため、市民等、警察その他関係機関と連携し、地域ぐるみの支え合いが行えるように、市民等に対する情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(施設及び建物における防犯対策)

第13条 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「施設」という。）を設置し、又は管理する者は、施設における犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市内において建物を建築する建築主及び建物を設計し、建築し、又は供給する事業者は、当該建物を犯罪の防止に配慮したものとするよう努めるものとする。

(学校等及び通学路等における防犯対策)

第14条 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等における園児、児童、生徒等の安全を確保し、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 園児、児童、生徒等が通園又は通学の用に供する道路若しくは日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者は、通学路等における犯罪を防止するために、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第39号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

糸魚川市暴力団排除条例

平成24年3月27日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、市内からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(6) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、新潟県（以下「県」という。）、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の協力を得るとともに、県、法第32条の3第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為

の防止を目的とする団体と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第7条 市長、教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、市が設置する公の施設の使用が暴力団の利益となると認めたときは、当該施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該施設の使用を許可しない。

- 2 市長等は、市が設置する公の施設の使用の許可をした後において、当該施設の使用が暴力団の利益となると認めたときは、当該施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
- 3 前項の場合において、当該施設の使用の取消し又は中止に伴う損害があっても、市長等

はその責めを負わない。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第9条 市は、その設置する学校等の教育機関において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利益の供与等の禁止)

第10条 市民等は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、利益の供与をすること。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、暴力団排除に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

糸魚川市犯罪被害者等支援条例

令和4年3月22日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。

(4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。

(5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

(6) 関係機関等 国、新潟県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の取扱いに配慮し、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めるものとする。

(意見の反映)

第8条 市は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策について、犯罪被害者等の意見を反映するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第12条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第14条 市は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、糸魚川市営住宅条例（平成17年糸魚川市条例第183号）第2条第1号に規定する市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第15条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての事業者への啓発活動その他必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第16条 市は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。

(支援の制限)

第17条 市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 (平成17年条例第59号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第10条)
- 第2章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進(第11条―第13条)
- 第3章 学校等における安全確保等(第14条―第17条)
- 第4章 道路等の防犯性の向上(第18条・第19条)
- 第5章 住宅の防犯性の向上(第20条―第22条)
- 第6章 事業活動における防犯への配慮(第23条―第25条)
- 第7章 犯罪被害者等に対する支援(第26条)
- 第8章 防犯カメラの設置等の場合における配慮(第27条)
- 第9章 指針の策定手続(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定め、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守る、という防犯意識の下に、県民、事業者及び自治会その他の地域的な共同活動を行う団体(以下「自治会等」という。)(以下「県民等」と総称する。)による犯罪の防止のための自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の取組)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり自主的な活動に取り組むとともに、地域の実情に応じてその地域において行われる犯罪の防止に関連する各種活動と連携して、安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(市町村への支援及び協力)

第7条 県は、安全で安心なまちづくりの推進に果たす市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、県、市町村、県民等及び関係機関が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

2 県は、市町村が行う安全で安心なまちづく

りの推進体制の整備に当たっては、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(推進計画の策定等)

第10条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくりに関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、県民等の意見を聴くとともに、公表するものとする。

3 県は、推進計画の進捗状況について、公表するとともに、県民等が評価を行うための措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進

(広報及び啓発)

第11条 県は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

3 安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第12条 県は、県民等が行う安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第13条 県は、高齢者、子どもその他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、市町村及び県民等が連携して地域ぐるみの支え合いが行われるように、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 学校等における安全確保等

(学校等における安全確保)

第14条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等において乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）が犯罪による被害を受

けないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、安全確保のための指針を定めるものとする。

(安全確保の体制整備等)

第15条 学校等を設置し、又は管理する者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、子どもの保護者及び地域における犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、安全確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全確保に係る対策の実施について、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

(安全確保に係る教育の充実)

第16条 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、子どもが犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう努めるものとする。

(通学路等における安全確保)

第17条 通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、当該学校等の所在する地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における安全確保のための指針を定めるものとする。

第4章 道路等の防犯性の向上

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第18条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪防止に配慮した駐車場の整備等)

第19条 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「駐車場」と総称する。）を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理

しようとする者は、前条第2項の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ぱちんこ屋その他の駐車場における犯罪の防止に特に配慮を要する施設として公安委員会規則で定める施設に駐車場を設置しようとする者は、その所在地を管轄する警察署長に防犯上の意見を求めるよう努めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた警察署長は、犯罪の防止のために必要な助言を行うものとする。

第5章 住宅の防犯性の向上

(犯罪防止に配慮した住宅の普及)

第20条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(住宅の犯罪防止への配慮)

第21条 住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者（以下「建築主等」という。）並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、前条第2項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の防犯性向上のための情報提供等)

第22条 県は、建築主等、住宅を所有し、又は管理する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第6章 事業活動における防犯への配慮

(防犯責任者の設置等)

第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動における防犯上の安全の確保のため、事業所ごとの実情に応じて、従業員への防犯教育、防犯設備の維持管理等を行う責任者を設置するなど、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した店舗等の整備等)

第24条 次に掲げる事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

(1) 銀行、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者並びに郵便局株式会社（以下「金融機関等」と総称する。）

(2) ぱちんこ屋を営む者

(3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において小売業を営む店舗で公安委員会規則で定めるもの（以下「特定小売店舗」という。）において事業を営む者

2 警察署長は、その管轄区域において金融機関等の店舗、ぱちんこ屋の店舗、特定小売店舗その他犯罪の発生するおそれが特にあると認められる店舗を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者に対し、当該店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第25条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

第26条 県は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関並びに前項に規定する民間の団体と連携して行うものとする。

第8章 防犯カメラの設置等の場合における配慮

第27条 道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として継続的に設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置し、及び利用する場合には、その設置者は、次項の指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カ

メラの設置及び利用に関する指針を定めるものとする。

第9章 指針の策定手続

第28条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第14条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第20条第2項及び前条第2項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会又は公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成19年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附則(平成19年条例第60号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月19日)

附則(平成20年条例第24号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

第5次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属・役職	備考
1	池田 正夫	能生地域防犯組合協議会長	
2	齋藤 伸一	糸魚川地域防犯組合協議会長	
3	風間 光和	青海地域防火防犯組合協議会長	
4	猪又 力	糸魚川市小中学校・警察等連絡協議会長	
5	比護 山之助	糸魚川地区老人クラブ連合会長	
6	笠原 幸江	糸魚川市消費者協会長	
7	清水 友樹	糸魚川市PTA連絡協議会長	
	角田 章	糸魚川警察署生活安全課長	アドバイザー

第 5 次糸魚川市犯罪のない安全・安心な
まちづくり推進計画

令和 7 年3月

糸魚川市 市民部 環境生活課

〒941-8501 糸魚川市一の宮一丁目2番5号

TEL 025-552-1511 FAX 025-552-1066

E-mail kankyo@city.itoigawa.lg.jp